

第11章. 育む環境づくり

1. 協働の考え方

(1) 基本方針

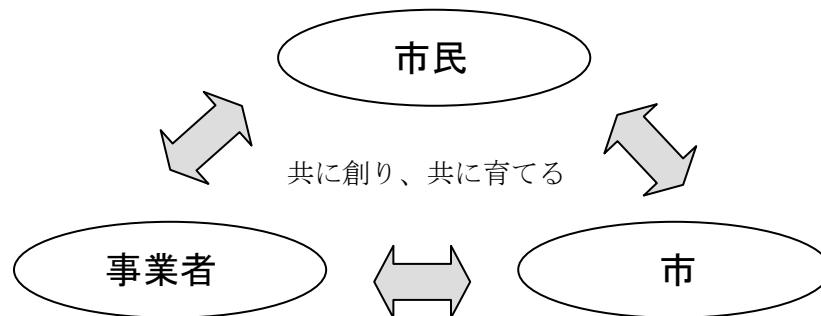
景観まちづくりは、基本目標で掲げた、「共に創り、共に育てる」を基に進めていきます。

景観は、市民・事業者・市の協働により、地道な活動の積み重ねを経て創り上げるものです。

市民・事業者は、身近な生活空間の緑を維持増進させたり、美化活動に取り組んだり、魅力的なまち並み形成を心がけるなど、景観まちづくりに積極的かつ主体的に参加します。

また、市は、公共施設管理者として、施設整備や維持に努めるとともに、市民による景観まちづくりが円滑に進められるよう、活動の支援を行います。

(共に創り、共に育てる)



(2) 市民・事業者・市の役割

景観まちづくりを進めるには、各主体がそれぞれの役割を分かち合うことが必要です。

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・景観まちづくりの主役として、自らの意思で景観まちづくりに参加し、発言し、行動する。
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動を通じて、地域に根ざした景観まちづくり活動、地区の景観まちづくりに調和した開発事業や建築行為等を展開する。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設などの整備に責任を持ち、公共空間の景観の向上を図る。 ・市民や事業者が景観まちづくりを進めやすいように、必要な制度や法令の整備、情報提供などの活動支援などを行う。 ・国、県などに必要となる調整を要請する。

2. 協働のための環境づくり

(1) 市民・事業者・市の景観まちづくり活動の現状

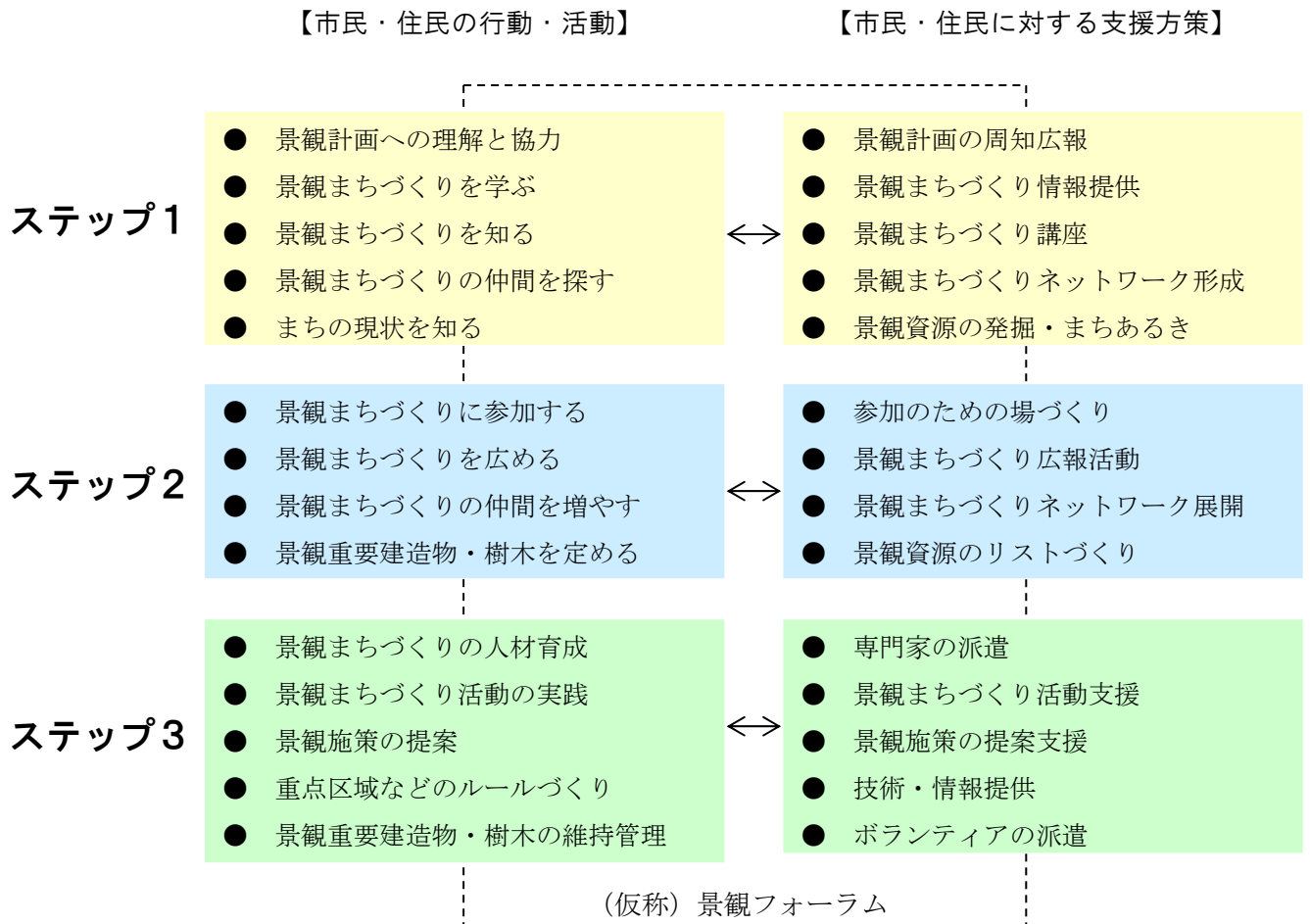
良好な景観の形成するためには、建築物の建築などの行為に対する規制・誘導だけではなく、市民・事業者・市の協働による景観まちづくりが不可欠です。本市では、三者の協働も成熟しておらず、景観まちづくり活動を動かす仕組みが求められています。

主 体	現 状	課 題
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・観光ガイド、水辺での活動、花植活動など全市的な視野で景観まちづくりにつながる取り組みが展開されている ・市民が参加したくなる枠組みや受け皿が不足しているため、情報交換や発信がしづらくなっている ・建て替え等によって、居住地環境や景観が変化し、緑の減少、建築物が2階建てから3階建てに変わっていくこと等に不安を感じる住民も増えている 	<ul style="list-style-type: none"> ・相互の活動を連携させるような組織や活動が必要である ・自らの暮らす地区に根ざした住民としての取り組みが求められている ・気軽に住民が参加できる、仕組みや仕掛けが求められている ・現在の居住地環境や景観を維持するためのルールづくりや合意形成とその支援が求められている
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ・アーバンリゾートゾーンでは、事業者が主体的にまちづくりに取り組んでいる ・鉄鋼団地では、地域企業の発意で、地区計画を策定した 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な地域開発においては、景観への影響も大きく、まち並み形成への配慮が強く求められると同時に、市民意見を反映できるシステムが求められている
市	<ul style="list-style-type: none"> ・景観まちあるき、シンポジウム、景観はっけんなど市民啓発に取り組んでいる ・景観誘導の調整を行っている地区もあり、相応の成果をあげている 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の景観に対する関心を高めることが求められている ・市域全体で、景観に対する配慮が求められている

(2) 協働に向けた取り組み方針

市民ニーズを適切に把握しながら、気軽に参加でき、様々な目的を持つ活動を支援するため、次のような市民・事業者・市が協働で景観まちづくりを推進できるような取り組みを段階的に進めていきます。

将来的には景観まちづくり活動や支援を行う（仮称）景観フォーラムの設立を構想しています。



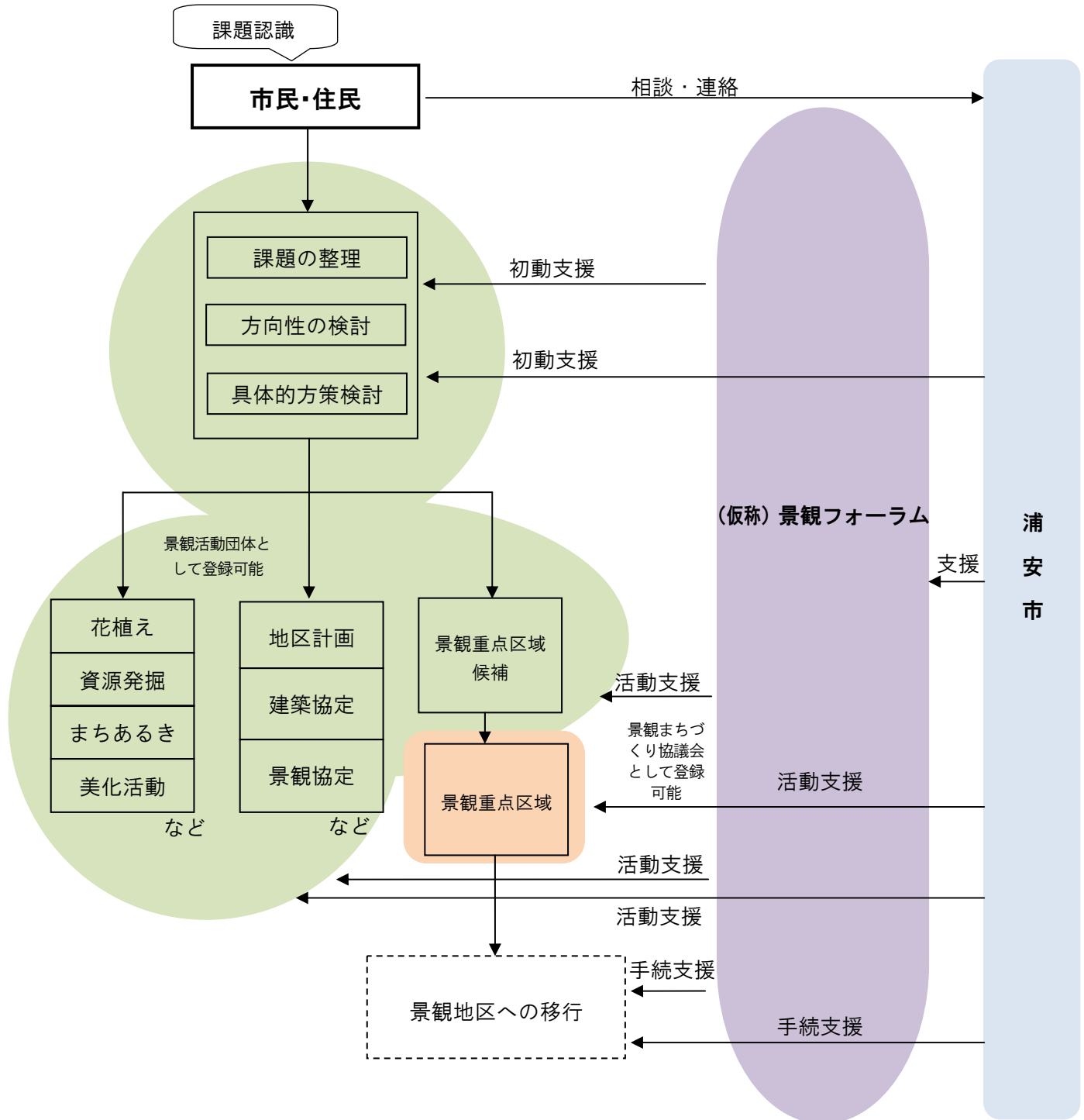
(3) 当面の取り組み方針（ステップ1の展開）

市民が主役となった景観まちづくりを一日でも早く実現するため、ステップ1では次のようなテーマに取り組みます。

- ① 景観シンポジウムの開催
- ② 市民・専門家などによる景観に関する連続講座
- ③ 景観まちづくりの専門家相互の連携支援
- ④ 景観計画・景観条例施行に伴う、市民、事業者への周知啓発活動
- ⑤ 景観計画・景観条例の運用に際し、市民からの相談に対応できる専門家派遣
- ⑥ 居住地景観の維持保全に向け、地域の実情に即し、柔軟かつ段階的な運用のできる制度の検討とその支援

(4) 市民が主役となった景観まちづくりの活動イメージ (ステップ2、3の展開)

景観まちづくりへの取り組みは、(仮称)景観フォーラムとの連携を図りながら、各個人や各団体が関心のあることに自主的に関わっていくことを想定しています。また、必要に応じて、技術的、人的、資金的な支援を行います。



(5) 景観まちづくり活動への支援

市民が主役となった景観まちづくりを推進するため、次のような取り組みを行います。

No	名称	内容
①	景観協定 (景観法 89 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・きめ細かな景観形成基準を定め、一定の法的拘束力のもと、地域の実情に即した景観まちづくりを行うための協定 ・土地所有者等の合意により自主的に締結し、景観行政団体の長（市長）が認可する
②	景観重要建造物等管理協定 (景観法 36 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・景観重要建造物、樹木を管理するための協定 ・市長もしくは景観整備機構が、所有者との間で締結する
③	景観整備機構 (景観法 92 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観の形成に関する専門家の派遣、情報提供、相談その他の援助 ・管理協定に基づく景観重要建造物、景観重要樹木の管理 ・良好な景観の形成に関する調査研究 ・その他良好な景観形成を促進するために必要な業務（啓発事業）
④	表彰制度	<ul style="list-style-type: none"> ・景観まちづくりに貢献のあった個人や団体の活動や作品を表彰する
⑤	景観活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が主役となって景観まちづくりに取り組むための組織として、市長が認定する団体で、美化活動、花植活動など幅広い分野を想定する（専門家派遣、技術的助成、活動費の一部などを市が支援する） <p>【認定基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> －本市の良好な景観形成に資する活動をする団体であること －規約、会則、定款等を有していること
⑥	景観まちづくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業者が主体となり、景観重点区域を目指す、もしくは景観重点区域における景観まちづくりに取り組むための組織として市長が認定する団体（専門家派遣、技術的助成、活動費の一部などを市が支援する） <p>【認定基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> －景観重点区域の指定及び変更の申請をすることを目的とする団体であるか、景観重点区域において景観計画に基づき良好な景観形成に資する活動をする団体であること －土地、建築物又は工作物の権利や利用を不当に制限していないこと －活動が継続して行われると認められるものであること －活動の内容に実現可能性があること －規約、会則、定款等を有していること
⑦	(仮)景観アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> ・景観まちづくりに関する市民、事業者からの相談に応じて専門的助言や指導を行う ・地域の詳細な景観まちづくりのルール作りや各種活動の技術的な支援を行う

